

2006年イギリス会社法の資本維持規定

篠原 繁

I 2006年会社法の制定と資本維持

我が国の会社法制定と歩調を合わせるように、イギリスにおいても1985年会社法（Companies Act 1985）に代わる統括法としての会社法として、2006年会社法（Companies Act 2006）が制定された⁽¹⁾。2006年会社法は、イギリスの国際的競争力を高めるために会社法を現代化することを目的として制定されたものであり、全体として簡素化、透明化が図られている。イギリス会社法の改正は、1990年代の後半より始まり、旧貿易産業省（Department of Trade and Industry, DTI⁽²⁾）に設けられた会社法検討運営委員会（Company Law Review Steering Group, CLRSG）を中心に行われた。同委員会により、一連の審議文書（consultation documents）が公表され、会社法の問題点と改正内容が審議された。その端緒は、1998年3月に公表された *Modern Company Law For a Competitive Economy* であり、この後、本文書で問題とされた点を具体的に検討するために、一連の審議文書が11公表されている。2001年7月には、それまでの審議文書を統括して、*Modern Company Law For a Competitive Economy, Final Report* と題する最終報告書が公表された。

これら一連の審議文書を受けて、2002年と2005年に白書（white paper）が公表された。この後、2005年11月に、*Company Law Reform Bill* と題する改正法案が公表され、更に、2006年6月にこの改正法案の改訂版が公表され、名称も *Companies Bill* と改称された。

以上の成果を踏まえて制定されたのが2006年会社法であり、2006年11月に Royal Assent を得て、正式に新会社法となったのである⁽³⁾。ただし、2006年会社法における資本維持規定や計算規定に関しては、そこに大幅な変更が加えられたというわけではない。資本維持に関しては、強化されたものも柔軟化されたものもあるが、全体としては資本維持の意義は従来に比べて低下し、その考え方は柔軟化されたといえる。しかし我が国の会社法におけるように、資本維持制度が実質的に放擲されたのとは異なり、基本的には資本維持制度は維持されていると言える。

2006年会社法における資本維持、計算規定の特徴をまとめると、次のようになる。

1. 全体として資本維持の考え方は、少し弱められた（柔軟化）。ただし、部分的に強化されたものもある。
2. 審議過程で検討された無額面株式の導入（額面株式の廃止）は、見送られた⁽⁴⁾。

3. 減資規定は、制限が少し緩和され、減資差益に関する規定が設けられた。
4. 既に、2003年に1985年会社法に導入されているが、自己株式禁止規定が大幅に緩和され、金庫株が正式に認められた⁽⁵⁾。
5. 株式プレミアム勘定については、それに対する振替が大幅に制限された（資本維持の強化）。
6. 分配可能利益の計算規定の内容は、1985年会社法を継承している。ただし、基本となる実現利益の考え方は、イングランド・ウェールズ勅許会計士協会（ICAEW）およびスコットランド勅許会計士協会（ICAS）から公表された実務指針（technical releases）などで大きくその内容が異なっている⁽⁶⁾。

本稿ではこのうち、次の2つの点を取り上げて、2006年会社法における資本維持、計算規定の特徴を明らかにしてみたい。

1. 株式プレミアム勘定
2. 減資と減資差益の規定

II 株式プレミアム勘定

2006年会社法では、額面株式がプレミアム発行された場合は、発行価額と名目額（額面総額）との差額である株式プレミアムは株式プレミアム勘定（share premium account）に計上される（第610条(1)）。イギリスでは、1948年会社法（Companies Act 1948）の制定以前は株式プレミアムは資本ではないとみなされ、配当可能なものとみなされた（Davies（2003），p. 231）。これを改め、株式プレミアムを払込済資本金と同じ性質のものであるということを明確にするために、1948年会社法において株式プレミアム勘定で処理することを義務づけたのである。

名目額資本金と株式プレミアムは区分処理することが要求されるが、両者が払込資本として同質であるということは、2006年会社法の規定に明確に示されている。まず、株式プレミアムを株式プレミアム勘定で処理するという規定（第610条(1)）自体が、株式プレミアムを払込資本とみなすものであると解されている（Davies（2003），p. 231）。この考え方は、この後の規定についてもよく表れている。それは、減資に当っては株式プレミアム勘定を払込済資本金と同じに扱うという規定（第610条(4)）であり、この規定に両者の同質性が強く表れている。また分配規制においても、株式プレミアム勘定は分配不能リザーブ（undistributable reserves）としてその分配が禁止される（第831条(4)）⁽⁷⁾。

以上の規定は、名目額資本金と株式プレミアムの払込資本としての同質性を示すものであるが、資本維持に関して問題となるのが、株式プレミアム勘定の利用に関する規定である。1985年会社法の規定では、株式プレミアム勘定に対して以下の項目を賦課することができた（第130条(2)）。

- (1) 全額払込済無償株（fully paid bonus shares）として割当てられる未発行株式の払込み（paying up unissued shares）に充当
- (2) ① 創立費の償却
② 新株発行費、社債発行費、新株および社債発行手数料、社債発行割引料（差金）の償

却

③ 社債償還プレミアムの支払い

この規定が、「2つの例外規定」(two exceptions) (Davies (2003), pp. 231-2) と呼ばれるものである。

1999年10月の審議文書では、私会社に対して、発行価額の全額を引受済資本金として一括することを前提として、引受済資本金に対して控除(賦課)できるのは、新株発行費の償却の場合のみに限定されるという見解を示した(CLRSG (1999b), par. 3. 21)。これは、創立費の償却額や社債発行費、新株および社債発行手数料、社債発行割引料の償却額を引受済資本金から控除してはならないということを意味する。これは、資本維持の観点からは、株式発行による正味受取額を「維持すべき資本」として捉えることを意味している。このため新株発行費の償却以外は、「維持すべき資本」を毀損させるものとみなしていると考えられる。

同文書は、公開会社については株式プレミアム勘定を残すとしているが、この勘定に賦課できるのは株式発行費の償却額だけであるとした(CLRSG (1999b), par. 3. 21)。

この後、2000年11月の審議文書では、株式プレミアム勘定に賦課できる項目のうち、以下の項目は除外すべきであると主張された(CLRSG (2000b), par. 7. 8)。

- ① 創立費の償却
- ② 社債発行費の償却
- ③ 当該株式プレミアムを生じた株式以外の株式の発行費の償却
- ④ 社債償還プレミアムの支払い

これらの見解を受けて2002年の白書では、株式プレミアム勘定の利用は、(1)全額払込済の無償株の割当てに充当する場合と、(2)当該プレミアムを生じた株式の発行費および手数料に限定する改正条項を設けた(White Paper (2002), Draft Clause, cl. 48)。また2005年の白書では、株式プレミアム勘定を創立費の償却に利用する規定は、改正法案から削除することが明示された(White Paper (2005), par. 4. 8)。そして、それまでの見解を整理、統合する形で、2005年の改正法案では、以下の場合にのみ株式プレミアム勘定を利用することができるという規定が設けられた(Company Law Reform Bill (2005), s. 560)。

- (1) 株式がプレミアム発行された場合、当該株式プレミアム勘定を当該株式の発行費および手数料の償却に利用すること。
- (2) 全額払込済みの無償株の割当てに充当すること。

以上のように、株式プレミアム勘定の利用規定の改正については、審議文書や白書の間で細かな違いがあったが、株式発行に関係のない創立費の償却や社債発行費の償却などの社債関係の項目を除去し、当該株式プレミアムを生じた株式に関係した項目と、全額払込済の無償株の割当てに充当する場合に限定するという点で、見解が統一された。

これによって2006年会社法では、次のような規定が設けられた。

株式プレミアム勘定に賦課できるケース

- (1) 全額払込済無償株 (fully paid bonus shares) として割当てられる未発行株式の払込み (paying up unissued shares) に充当 (第610条(3))。
- (2) ① 株式がプレミアム発行された場合, 当該株式プレミアム勘定を当該株式の発行費の償却に充当する (第610条(2)(a))。
② 株式がプレミアム発行された場合, 当該株式プレミアム勘定を当該株式の発行手数料の償却に充当する (第610条(2)(b))。

株式プレミアム勘定の性格

減資に当たっては, 株式プレミアム勘定を払込済資本金と同じに扱う (第610条(4))。

これは, 1985年会社法の規定 (第130条(3)) を継承したものである。

以上のように, 2006年会社法における株式プレミアム勘定の規定は, 払込資本としての性格がより強く出されたものとなり, 資本維持の考え方が強化された例としてみることができる。

III 減資規定の見直しと減資差益

1 減資規定

1985年会社法では, 減資を行う場合には, 次の2つの手続きを取ることが要求された (第135条(1))。

- (1) 株主総会における特別決議
- (2) 裁判所の認可

この規定に対して審議文書では, 裁判所の認可はあらゆる場合に必要とされるのでこれを改正し, 代わりに減資を行っても債務を弁済できるという取締役の意見表明を記した支払能力証明書 (solvency statement) を要求している。すなわち, 新たに次の2つの手続きが要求された (Final Report (2001), par. 10. 6)。

- (1) 株主総会における特別決議
- (2) 取締役による支払能力の証明書

裁判所の認可については, 始め全面的廃止の方向であったが (CLRSG (1999a) par. 5. 4, CLRSG (1999b) par. 3. 28), 選択肢の一つとして認めるべきであるという意見が強く, 現行規定も残す考えに変わった (CLRSG (2000b) par. 7. 9, Final Report (2001) par. 10. 6)。また公開会社に対しては, 減資に対する異議を裁判所に求める権利を債権者に認めるものとした。

2002年の白書では, それまでの審議文書の提案を受けて, 以下の内容による条項の草案が定められた (White Paper (2002), Draft Clause, cl. 51, 63)。

1. 有限責任私会社 (private limited companies) および公開会社 (public companies) に対しては, 以下の手続きが必要とされる。

- (1) 株主総会の特別決議による承認

(2) 取締役による支払能力証明書 (solvency statement) の作成

2. 債権者に対しては、支払能力証明書を前提として、減資決議の取消しを裁判所に求めることが認められる。

3. 従来通り、特別決議と裁判所の認可による減資を行うことができる。

この後、2005年の白書では、特別決議と支払能力証明書による減資手続きは、公開会社にとっては債権者に対する追加的セーフガードが必要とされることに対する批判の声が強く、公開会社に対してはこの規定を適用しないことにした (White Paper (2005), par. 4.8)。そして、同年の改正法案では、株式有限責任私会社 (private company limited by shares) に対して、以下の内容の規定が盛り込まれた (Company Law Reform Bill (2005), s.562)。

(1) 特別決議と支払能力証明書による減資を認める。

(2) 支払能力証明書には、債務を弁済できるという意見表明を行う。このとき取締役は、偶発債務および予想される債務をすべて考慮しなければならない。

(3) 減少する資本金について、その内容を示した計算書 (statement of capital) を作成しなければならない。

以上を踏まえて、2006年会社法では、以下のような規定が設けられた。

1. 減資の内容 (第641条(4))

(1) 未払込資本金 (share capital not paid up) に対する払込責任の解除、減免

(2) ① 欠損が生じているか、利用可能な資産によって裏付けられていない払込済資本金 (paid-up share capital) の切捨て (cancel) (無償減資)

② 必要とする以上の払込済資本金の株主への払戻し (repay) (有償減資)

①と②の場合、それぞれ株式を消却する場合としない場合がある。

2. 株式有限責任私会社の場合の減資 (第641条(1)(a))

取締役による支払能力証明書 (solvency statement) に裏付けられた特別決議に基づいて減資を行うことができる。この時は、減資についての計算書を作成しなければならない。

支払能力証明書の内容 (第643条)

① 証明書作成時点において、会社が債務を弁済できないと考えられる事象は何も存在しないという意見表明

② 会社が清算を予定している場合は、清算開始日以降12ヶ月内にすべての債務を弁済できるという意見表明

③ 会社が清算を予定していない場合は、証明書作成年度内に支払期限の到来するすべての債務を弁済することができるとの意見表明

減資についての計算書の内容 (644条(2))

① 減少する株式の総数

② 減少する株式の名目額総額

③ 減少する株式に特別の権利が付されている株式がある場合には、その株式の総数と名目額

総額（種類株式があるときには、それぞれの種類の株式ごとに計算する）

④ 減少する株式の払込済みの総額と未払込の総額

3. 株式会社有限責任会社（私会社、公開会社両者を含む）の場合の減資（第641条(1)(b)）

従来通りの規定を受け継ぎ、次の2つの手続きによる減資を行うことができる。

- (1) 株主総会における特別決議
- (2) 裁判所の認可

2 減資差益

減資差益については、会社法改正の審議文書において、以下のような考え方が示されていた。

- (1) 減資差益は、資本金としての責任を解除（release）された額であるから、実現したものとみなされる（要旨）（CLRSG（2000a）， par. 67）。
- (2) 減資差益は、資本としての拘束を解除された額であるから、分配可能である（要旨）（CLRSG， Final Report（2001）， par. 10. 6）。

これらの審議文書では、減資差益は実現したものであり分配可能であるとしながらも、それが明確に実現利益であり、分配可能利益であるのかは明言を避けていた。

この一方で ICAEW=ICAS では、1985年会社法上の実現利益と分配可能利益の内容について一連の実務指針を公表し、その中で、減資差益は分配可能利益となる実現利益に相当すると明言している。その論拠は、実務指針ごとに少しずつ異なるが、大きくまとめると、次の2つにまとめることができる。

- (1) 裁判所の認可に基づいて行われる減資に伴って生じる減資差益は、それが資本として払込まれたときに「適格とされる対価」（qualifying considerations）（後述）とみなされるので実現利益である（要旨）（TECH6/99（1999）， par. 10）。
- (2) 債権者保護手続きを取り、裁判所の認可に基づいて行われる減資に伴って生じる減資差益は、それだけで実現利益とみなし得る（要旨）（TECH7/03（2003）， par. 16）。

(2)の考え方は、審議文書における「資本としての責任あるいは拘束を解かれている」という考え方に通ずるものといえよう。

以上のような論議を踏まえて、2006年会社法では、減資差益（reserve arising from reduction of share capital）について注目すべき規定が設けられた。それは、国務長官（Secretary of State）が分配不能としない、または分配規定上の実現利益とみなすという命令（order）を発しない限り、分配可能（利益）とみなさないという規定である（第654条）。

これは、会社法本文では、減資差益を分配可能としてはならないとしながらも、国務長官の命令により、実現利益で、分配可能利益とされれば、その命令を優先して適用するという規定である。

この後、この規定に関して、2008年7月、次の命令が発せられた。

Statutory Instrument, *Companies (Reduction of Share Capital) Order 2008*.

この命令では、次の2つの条件を満たした場合には第651条を適用せず、減資差益は実現利益とみなされるとしている (par. 3)。

- (1) ①裁判所の認可と、②分配不能とする裁判所の命令のないこと。
- (2) ①裁判所の命令、②減資の決議、および③通常定款の規定において分配不能とされていないこと (分配不能とされていれば、こちらが優先される)。

ICAEW=ICASはこの命令の考え方を草案の段階から支持し、債権者保護手続きが取られている限り、減資差益は実現利益であると明言している (ICAEW=ICAS (2008), general comment)。

その論拠は、はっきりと明示されているわけではないが、資本としての拘束を解かれているという点に求めているものと類推される。

この後、ICAEW=ICASでは、2009年に会社法上の実現利益と分配可能利益の内容についてのそれまでの実務指針を整理、統合し、新たな実務指針を公表した。

TECH 01/09, *Guidance on the Determination of Realised Profits and Losses in the Context of Distributions Under the Companies Act 2006*.

この指針では、裁判所の認可に基づいて行われる減資に伴って生じる減資差益について次のような考え方を提示した (有限責任会社の場合) (par. 2. 8A, 3. 9)。

- (1) (a)会社が減資差益を実現利益としない会計方針を立てている場合か、(b)裁判所が減資差益を実現利益としてはならないと指示している場合を除いて、資本として認識されたときに受領した対価が次の条件に当てはまるときには、実現利益となる。

- ① 資本として受領した対価が、「適格とされる対価」(qualifying considerations)であった。
- ② 資本として受領した対価が、受領後に「適格とされる対価」となった。
- ③ 資本として受領した対価が、その後償却等により実現したとみなされたとき。
- ④ 実現利益の資本組入、および未実現利益・リザーブの資本組入による無償株の交付に際して、払込済とされた額が実現利益とみなされたとき。

- (2) 「適格とされる対価」とは、以下に該当するものをいう (par. 3. 11)。

- ① 現金
- ② 容易に現金に転換できうる資産
- ③ 負債の全部または一部の免除 (release), 清算 (settlement), 肩代わり (assumption)。
ただし、以下のものは除く。

(a) 「適格とされる対価」の条件に合致しない資産で、「適格とされる対価」で処分されない資産の購入により生じた負債

(b) グループ取引の一部として生じた負債

- ④ 上記①から③までの形態での受取可能額で、以下の条件を満たすもの

(a) 債権が合理的期間内に回収できること。

(b) その回収を要求したときに債権を回収できるという合理的確実性 (reasonable

certainty) が存在すること。

(c) 受取可能額が決済されるという期待が存在すること。

以上のように実務指針の考え方は、資本として受領した対価が「適格とされる対価」に相当すれば、その額が減資により減少した後で残った額が減資差益であり、それは裁判所の認可に基づき資本として維持すべき額としないことが認められた額であるから、実現利益とみなされるという論理である。この考え方は、審議文書における「資本としての責任または拘束を解除された額」という考え方と結びつくものであり、減資差益が「維持すべき資本」ではないという点で同じである。

以上のように2006年会社法では、減資差益は実現利益であり、分配可能利益に含まれることが明らかとなった。

IV 結 び

2006年会社法における資本維持規定は、会社法の現代化という目的の中で、厳格化から柔軟化へ転換したものと捉えることができる。減資規定の緩和や減資差益を実現利益とする規定、更には、金庫株の解禁などがその現れであるが、それとは反対に株式プレミアム勘定の規定などは、資本維持の考え方を強めたといえる。

全体として、資本維持と分配規制は、我が国会社法のように分断されることはなく、資本に属する項目を分配可能とするような変革的な考えは示されていない。従って、従来よりはその意義が低下しているとは言え、会社法の中で資本維持の考え方が重視されている点は変わっていないとみることができる。

(注)

- (1) 2006年会社法に統合、承継された会社法は次の3法である。
 - ① 1985年会社法 (Companies Act 1985) (規定の追加等で制定時以降何度か改正)
 - ② 1989年会社法 (Companies Act 1989)
 - ③ 2004年会社法 (Companies Act (Audit, Investigations and Community Enterprise) 2004)
2006年会社法の完全実施は、2009年10月である。
- (2) 現在は Department of Business, Innovation and Skills (BIS) と組織変更されている。
- (3) 審議文書公表から2006年会社法制定までの資本維持規定の変遷については、篠原 (2006) 参照。
- (4) 無額面株式の導入は、これまで何度か提案されてきたが、公開会社に対する EC 会社法第2指令が無額面株式を認めるように改正されない限り難しいとされている。cf. Hannigan (2009), p. 478.
- (5) イギリス会社法では、1887年の Trevor v. Whitworth 事件 (12 App. Cas. 409) において、自己株式の取得を禁止したことが資本維持の原則の中核として位置づけられている。Hannigan (2009), pp. 513-4.

このため、自己株式を取得し消却せず金庫株 (treasury shares) として保有することを認めたことは、資本維持の考え方の柔軟化として一番大きな変革といえる。これは、既に2003年に1985年会社法の修正として行われたものである。これについては篠原 (2005a), (2005b) 参照。

- (6) これについては、篠原 (2007) 参照。
- (7) 減資に関する規定では、株式プレミアム勘定と払込済資本金との同質性が示されているが、分配規制では、維持すべき資本金は、催告済資本金 (called-up share capital) とされており (2006年会社法第831条(1))、維持すべき資本金概念に違いが見られる。

参考文献

- Companies Act 1948 (11 & 12 Geo. 6. c. 38).
- Companies Act 1985 (c. 6).
- Companies Act 1989 (c 40).
- Companies Act (Audit, Investigations and Community Enterprise) 2004 (c. 27).
- Companies Act 2006 (c 46).
- Company Law Review Steering Group (CLRSG) (1999a), Consultation Document, *Company Law Review : The Stratedic Framework*, URN99/654, February 1999.
- Company Law Review Steering Group (CLRSG) (1999b), Consultation Document, *Company Formation and Capital Maintenance*, URN99/1145, October 1999.
- Company Law Review Steering Group (CLRSG) (2000a), Consultation Document, *Modern Company Law For a Competitive Economy : Capital Maintenance and Other Issues* URN00/880, June 2000.
- Company Law Review Steering Group (CLRSG) (2000b), Consultation Document, *Modern Company Law For a Competitive Economy : Completing the Structure* URN00/1335, November 2000.
- Company Law Review Steering Group (CLRSG) (2001), Consultation Document, *Modern Company Law For a Competitive Economy : Final Report*, URN01/942 and 943, July 2001.
- Council of European Community (1976), Second Company Law Directive 77/91/CEE, December 1976 (山口幸五郎編『EC会社法指令』同文館出版, 1984年).
- Dine, Janet and Marios Koutsias (2007), *Company Law*, 6th ed., New York: Palgrave Macmillan.
- Davies, Paul L. (2003), *Gower and Davies' Principles of Modern Company Law*, 7th ed., London : Sweet & Maxwell.
- Department for Business Enterprise and Regulatory Reform (BERR) (2008), Statutory Instrument 2008 No. 1915, *Companies (Reduction of Share Capital) Order 2008*, October 2008.
- Department of Trade and Industry (DTI) (1998a), Consultative Document, *Modern Company Law For a Competitive Economy*, March 1998.
- Department of Trade and Industry (DTI) (2003), Statutory Instrument 2003 no. 1116, *The Companies (Acquisition of Own Shares) (Treasury Shares) Regulations 2003*, April 2003.
- Department of Trade and Industry (DTI) (2005), *Company Law Reform Bill [HL]*, November 2005.
- Hanningan, Brenda (2009), *Company Law*, 2nd ed., Oxford: Oxford University Press.
- Institute of Chartered Accountants in England and Wales (1999), TECH 6/99, *Distributable Profits*, July 1999.
- Institute of Chartered Accountants in England and Wales, and Institute of Chartered Accountants in Scotland (2003), TECH 7/03, *Guidance on the Determination of Realised Profits and Losses in the Context of Distributions Under the Companies Act 1985*, March 2003.
- Institute of Chartered Accountants in England and Wales, and Institute of Chartered Accountants in Scotland (2008), *Responce to Companies (Reduction of Share Capital) Order 2008 and The*

Companies Act 2006 (Commencement No.7 and Traditional Provisions) Order, May 2008.

Institute of Chartered Accountants in England and Wales, and Institute of Chartered Accountants in Scotland (2009), TECH 01/09, *Guidance on the Determination of Realised Profits and Losses in the Context of Distributions Under the Companies Act 2006*, 2009.

Secretary of State for Trade and Industry (2002), Consultative Document (Cm5553) (command paper), White Paper, *Modernizing Company Law*, July 2002.

Secretary of State for Trade and Industry (2005), Consultative Document (Cm6456) (command paper), White Paper, *Company Law Reform*, March 2005.

Steinfeld, Alan et al. (ed.) (2007), *Blackstone's Guide to The Companies Act 2006*, Oxford: Oxford University Press.

篠原繁 (2005a) 「イギリス会社法における自己株式取得規制の変遷と新たな規制」, 『産業経理』第64巻第4号 (2005年1月)。

篠原繁 (2005b) 「自己株式の取得と実現利益—イギリス会社法の新展開—」, 『会計』第167巻第6号 (2005年6月)。

篠原繁 (2006) 「イギリス会社法の現代化と資本維持」, 『産業経理』第66巻第3号 (2006年10月)。

篠原繁 (2007) 「イギリス会社法における分配規制と実現利益の変遷—ICAEW実務指針を中心として—」, 『会計』第171巻第6号 (2007年6月)。